



神労基発第 0125 第 1 号

令和 3 年 1 月 25 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局労働基準部長



陸上貨物の荷役作業における労働災害防止に向けた荷主等の取組について

平素から、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川労働局管内で発生した陸上貨物運送事業における休業 4 日以上の労働災害はここ数年増加傾向にあります。令和 2 年においても 12 月末現在、休業 4 日以上の労働災害は 958 件で、前年同期と比べて 82 件増加（9.4% 増）となっており、大変憂慮すべき状況といえます。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、宅配便等の需要が急増する中、社会インフラとしての物流を維持しつつ、トラックドライバーの働き方改革を進める観点からも、労働者が安心して安全に働き続けられる職場環境の整備が求められています。特に、陸上貨物運送事業における死傷災害の約 7 割を占めている荷役作業場所での死傷災害への対応が急務であり、労働災害防止のためには荷主、配送先、元請事業者等の皆様の御協力が不可欠です。

つきましては、荷役作業場所における安全確保のため、荷役場所の施設・設備の改善に取り組むこと、荷役作業等について書面契約化を進めること等について、貴団体傘下の会員事業者等に対して別添リーフレットの配布等により周知・活用いただき、より一層の安全対策の推進に取り組んで頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
新型コロナウィルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、
一人ひとりが安全に安心して働くよう、安全対策に取り組みましょう！

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

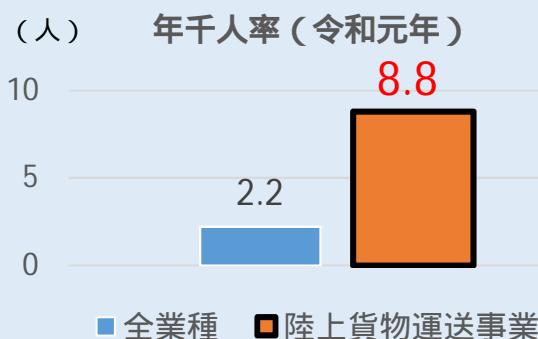
毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告（休業4日以上）、死亡災害報告
R2は12月速報の対前年比からの年間推定値

発生率が他業種の4倍

働く人1,000人あたりの死傷者数は8.8人で、全産業平均2.2人と比較しても高い数値です。



半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落（転落）など、重篤な災害が多く発生しています。

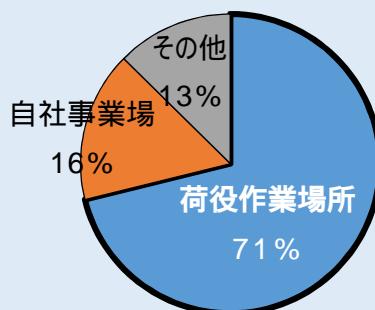
休業見込み日数（令和2年12月速報）



7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所 (H28)



災害防止のためには、
荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！

➡ 安全対策ができているか裏面のチェックリストで確認



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

R3.1

荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)



貴社の荷役場所を安全な状態に

荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
十分な明るさで作業している
着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
荷や資機材の整理整頓をしている
風や雨が当たらない場所で作業している

墜落、転倒、腰痛等の対策

墜落や転落を防ぐ対策をしている
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
つまずきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

陸運事業者との連絡・調整

荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
荷役作業の書面契約をしている
配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

現場で取り組まれている好事例

(「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署)」より)



墜落・転落防止：昇降台の導入



腰痛・転倒防止：準備体操の実施



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト



長時間労働の解消等のためには、荷主の理解と協力が必要です。

トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」及び「事案の概要」が公表されます。

詳細は国土交通省リーフレットを参照
<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>



※違反原因行為の例

荷待ち時間の恒常的な発生	非合理的な到着時刻の設定	重量違反となるような依頼
荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生 ⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ	適切な運行では間に合わない到着時間の指定 ⇒最高速度違反を招くおそれ	積込み直前に荷物量を増やすよう指示 ⇒過積載運行を招くおそれ

荷役作業中の安全対策に ご協力を！



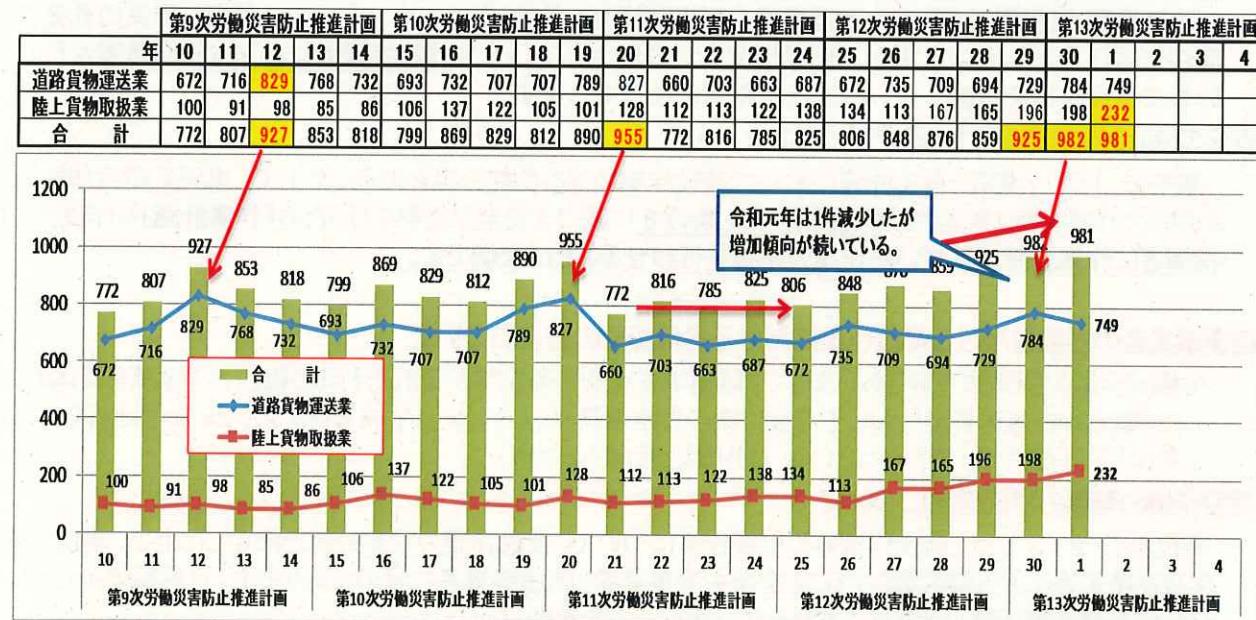
神奈川労働局
労働基準監督署

令和元年（平成31年）に神奈川労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害は、7,095件となっており、平成30年よりも残念ながら175件増加しました。平成30年も平成29年より369件増加しており、2年連続の大幅な増加になりました。陸上貨物運送事業においては、荷主先での荷役作業中の労働災害（以下「荷役災害」という。）などによって2名の尊い命が失われたほか、休業4日以上の労働災害が981件発生し、平成30年より1件減少しているものの、平成29年より56件増加しました。令和2年に入り災害がさらに増加し、12月末の速報値で全産業6,528件（前年同期と比べ3.6%増）、陸上貨物運送事業においては958件（前年同期と比べ9.4%増）となっています。

陸上貨物運送事業では、荷主先においてコンテナやパレット、建設資材、飲食料品等の荷物の積込み、積卸し作業（いわゆる「付帯作業」）での労働災害が増加傾向となっており、トラック運転者のみならずフォークリフトの運転者や周辺の作業員の方々も、墜落・転落災害、転倒災害、荷物の飛来・落下や激突による災害等で被災しております。

このような荷役災害の多くは、荷主先における安全な設備対策もなく事前連絡も不十分な状況のまま荷役作業を行っていることが原因であり、このような荷役作業中の労働災害を、単に陸上貨物運送業者の取組のみならず、特に、荷主企業（全業種）に対し、安全な設備対策の構築と協力が求められております。

（1）神奈川労働局管内における陸上貨物運送事業の労働災害の推移



平成10年以降、神奈川労働局管内の陸上貨物運送事業（道路貨物運送業と陸上貨物取扱業）における休業4日以上の労働災害発生件数が900人を超えたのは、過去5回ほど確認されているが、直近では、平成29年・30年と連続で900人台に及び平成30年は過去最多の件数982人となっている。そして、平成31年・令和元年は981人と前年よりは1件減少したものの3年連続900人を超えた状況となった。第13次防の単年度目標は、2年連続で達成することができなかった。



神奈川労働局・労働基準監督署

(R 3.1)

(2) 令和2年神奈川労働局管内の陸上貨物運送事業で発生した死亡災害事例

発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
6月 3時頃	陸上貨物運送事業 100名～299名	トラック 交通事故(道路)	赤信号停車中の車列に10t トラックが突っ込んで合計4台の玉突き事故。(被災者は車列最後尾にいた)
9月 18時頃	陸上貨物運送事業 10人～29人	トラック 交通事故(道路)	自車の駐車場所まで戻ろうと、道路を歩くで横断していた際、路肩に停車していたトラクターへッドが後進して被災者を轢いた。
10月 12時頃	陸上貨物運送事業 30名～49名	トラック はさまれ、巻き込まれ	配送センターで、テールゲートリフターを格納した際、高さに合わせるため台木に乗せていましたが落ち、車体が後進して、はさまれた。
11月 4時頃	陸上貨物運送事業 50人～99人	建築物、構築物 墜落、転落	トラックで配送中、座席に置いた書類が助手席の窓から飛ばされたため、降車して探している際に、高架橋の柵を乗り越えて墜落したもの。

事業者や安全管理者、安全衛生推進者等の方々に理解してほしいこと

荷役災害を発生させた「荷主先等」の状況から・・・

荷主先等で発生しているトラック運転者の労働災害の多くは、荷主先において安全な荷役設備がない状況で作業を行った結果、トラックの荷台から墜落しているものや荷主先労働者と陸運事業者のトラック運転者等が混在するなか、連絡調整なく荷役作業を行っている状況が確認されています。

荷役災害はどのようなことが原因で発生しているのか?

トラックの荷台に荷物を積込み・積卸す作業には、多くの事業場でフォークリフト等の車両系荷役運搬機械を使用して作業を行っていますが、労働安全衛生規則第151条の4で選任が義務付けられている車両系荷役運搬機械等の作業指揮者や同規則第151条の70で定められている積卸し作業の作業指揮者等が未選任であるもの。また、作業指揮者が選任されていても作業指揮者に必要な安全教育が行われないまま荷役作業を実施していることが原因となっています。

安全な荷役作業を行わせるためには・・・

事前に、トラック業者と荷主先等において荷役作業に係る役割分担を決定した上で、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う事業者は同規則第151条の3に基づき安全な作業を行うため「作業計画」を作成し、作業指揮者に作業計画に基づいた作業の指揮を行わせることが大切です。

陸運事業者の労働者が行う荷役作業における労働災害の防止について

- 労働安全衛生関係法令等とあいまって、陸運事業者及び荷主等がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成25年3月25日付け基発0325第1号(以下、「荷役ガイドライン」という。))が策定されています。

荷役作業の有無の事前確認について

- 荷役ガイドラインでは、荷役作業等の付帯作業について、荷役作業の役割分担を決定した上で、事前に安全作業連絡書等により連絡調整することを荷主等事業者と陸運事業者に求めております。(「荷役ガイドライン」に安全作業連絡書(例)が示されております。(次ページを参照))

作業指揮者への安全教育については、通達等に基づき事業者が実施することとなります。

- 車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する安全教育について(平成4年12月11日付け基発第650号)
- 積卸し作業の作業指揮者等に対する安全教育について(昭和60年3月13日付け基発第133号)

※作業指揮者への安全教育を実施している労働災害防止団体等(教育機関)については・・・

- 上記の通達に基づき、以下の団体において実施されます。

※ 神奈川労働局管内では、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部(電話 045-472-1818)において実施される予定となっております。(詳しくは、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部のホームページ等をご覧ください。)

安全作業連絡書（例）

- ① この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめドライバーに提供するためのものである。
- ② この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用する。

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他 ()	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他 ()
積荷品名			
危険有害性)	有・無 ()		
数量			
総重量	kg (kg/個)		
積付	1. バラ 2. パレタイス 3. その他 ()		
積込作業	作業の分担 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同	取卸作業	作業の分担 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主 運送業者共同
作業者数	名	作業者数	名
使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()
その他特記事項 ※ 作業時には安全靴、保護帽を着用のこと			

【改善基準告示について】

トラック運転者の労働条件の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働 時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が策定されています。

改善基準告示では、

- ・ トラックの運転時間は1日9時間まで（2日平均）
- ・ 拘束時間（運転時間や荷待ち時間等の合計）は1日13時間が基本とされています。

※ 陸運事業者がこれらの基準を守れるよう、余裕をもった着時刻の指定、荷待ち時間の短縮化等に取り組んでください。

荷役作業の安全対策チェックリスト(荷主用簡易版)

①貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- (ミラーなどを設置して) 死角が少なく、かつ、十分な明るさの場所で作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

②墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている（手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備の設置等）
- つまずきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ(整備された)機械・道具を使用している
- 荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮している

③陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- (反復・定期的に発注する) 陸運事業者と(荷主による)安全衛生協議組織を設置している
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

基安安発 0118 第 1 号
令和 2 年 1 月 18 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

陸上貨物の荷役作業における労働災害防止に向けた荷主等の取組について

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年の陸上貨物運送事業における死傷災害（休業 4 日以上の労働災害をいう。以下同じ。）は 15,382 件、死傷年千人率（労働者 1,000 人当たりの年間死傷災害件数をもって、死傷災害発生の頻度を表したもの。）は 8.55（全業種平均 2.22）で、就業者数が多い主な業種の中でも突出して高い水準にあり、憂慮すべき状況が続いている。また、令和 2 年の死傷災害（12 月速報）においても、前年同月比 2.2% の増加傾向を示しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、宅配便等の需要が急増する中、社会インフラとしての物流を維持しつつ、トラックドライバーの働き方改革を進める観点からも、労働者が安心して安全に働き続けられる職場環境の整備が求められております。特に、陸上貨物運送事業における死傷災害の約 7 割を占めている荷役作業場所での死傷災害への対応が急務であり、労働災害防止のためには荷主、配達先、元請事業者等の皆様の御協力が不可欠です。

つきましては、荷役作業場所における安全確保のため、荷役場所の施設・設備の改善に取り組むこと、荷役作業等について書面契約化を進めること等について、貴団体傘下の会員事業者等に対して別添リーフレットの配布等により周知いただくとともに、貴団体としてもより一層の安全対策の推進に取り組んで頂きますよう、お願い申し上げます。

(別添)

リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」

(参考リンク)

厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月）」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000011300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/170807.pdf>

荷役災害防止設備等の事例集(陸上貨物運送事業労働災害防止協会(平成 26・27 年度委託事業))

http://rikusai.or.jp/wp-content/uploads/2018/06/H26_niyaku_jireisyu.pdf

陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(亀戸労働基準監督署(令和元年))

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roundoukyoku/content/contents/000583798.pdf>

荷主等における荷役災害防止対策の好事例(平成 27 年度厚生労働省委託事業)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000011300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000123262.pdf>